

虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 1.虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- 2.虐待防止のための指針の整備を行います。
- 3.虐待を防止するための定期的な研修を行います。
- 4.3にあげる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 5.サービス提供中に、事業所従業員又は養護者(利用者の家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに区市町村へ通報します。

身体拘束等について

当事業所は、利用者本人または他人の生命・身体を保護するためや緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に十分な説明を行い、利用者及び家族等の同意を得た上で、次にあげることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時理由及び態様についての記録を行います。

- 1.直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- 2.身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限りします。
- 3.利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

ハラスメント防止対策について

当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- ①身体的暴力-身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- ②精神的暴力-個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
- ③セクシャルハラスメント-意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

- 1.ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により再発防止策を検討します。
- 2.職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方についての研修等を実施し、再発防止会議等により再発防止策を検討します。
- 3.ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

業務継続計画(BCP)の策定について

- 1.事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2.事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。